〇共有者(相続人)の一人が管理をしている場合、相続人が一人でも判明している場合の手続 (農地バンク法)

共有者(相続人)の一人が機構に申出等
\downarrow
機構が促進計画を定めるため農業委員会に不確知共有者に関する情報の探索を要請
\downarrow
農業委員会が不確知共有者の情報を探索、同意を取得
\downarrow
農業委員会が共有者不明農地に係る公示(促進計画案等の公示)
\downarrow
農業委員会が公示結果を機構へ通知
↓
機構が促進計画を都道府県知事へ認可申請
\downarrow
都道府県知事が促進計画を認可・公告
↓
機構への40年以内の利用権設定

〇共有者が誰も分からない場合、共有者の中で貸付けに反対者がいる場合の手続 (農地法)

##